

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
2月27日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)一
- 保安林の指定(下松市) (森林整備課)四
- 下関都市計画道路の変更(都市計画課)五
- 柳井都市計画道路の変更(都市計画課)五
- 周南都市計画道路の変更(都市計画課)五
- 小郡インター流通団地土地地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)五
- 新山口駅北地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可(住宅課)六
- 公告
山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定(イノベーション推進課)六
- 人委規則
特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則六
- 公安委規則
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則七
- 公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部を改正する告示七



山口県告示第八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年二月二十七日から同年三月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (m^3 /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
三三二一八 (二基)	二	令和八、二二	令和八、二六	令和八、二六	断 続 八時間
〃	一・八	〃	〃	〃	〃
三三二一八	三・八	令和八、一七	令和八、一〇、三二	令和八、一〇、三二	〃

備考 「三三二一八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機をいう。

No. 2	排水口	〃	〃	三	五	一〇	二〇	〃	一・三	二・二	〃	〃	二、九四九、五七〇	二、九四九、六四八
-------	-----	---	---	---	---	----	----	---	-----	-----	---	---	-----------	-----------

山口県告示第八十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年二月二十七日から同年三月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 戸田工業株式会社
 住 所 広島市南区京橋町一番二三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 戸田工業株式会社小野田事業所
 所在地 山陽小野田市新沖一丁目一番一号
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使用の方法	
	能 力 ($\text{m}^3/\text{分}$)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
二七一ヌ	〇・五九	令和八、一 四、一	令和八、一 一、三〇	令和九、一 一、二、一
備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				間 隔 使用時間 一日当た りの使用 時間 季節的変 動の概要 変動なし

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
通 常 最 大	〇・五九	〇・五九	
通 常 最 大	〇・五九	〇・五九	

二七二ヌ	六	八ノ四	二〇	二五〇	一〇	三〇	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	一
------	---	-----	----	-----	----	----	------	------	------	------	---

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 (m^3 /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		処理前	処理後	
総合排水処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	二二	七	七、八一五
		六・三	八・六	八、七〇五
	化学的酸素要求量 (mg/l)	六〇	一〇	八、四一五
		八〇	三〇	九、四〇五
	浮遊物質量 (mg/l)	一、二〇〇	一〇	七、八一五
		一、三〇〇	三〇	八、七〇五
	鉍油類 (mg/l)	一	〇・四	七、八一五
		六	〇・六	八、七〇五
	素	一〇	〇・四	七、八一五
		六	〇・六	八、七〇五
	燐 (mg/l)	四	〇・四	七、八一五
		六	〇・六	八、七〇五

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	六・二	二二	六〇	七、八一五
八	八・六	六・三	一〇	八、七〇五

山口県告示第八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和八年二月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 保安林の所在場所

下松市大字切山字上五郎次郎一五五五の一、一五五五の二、一五五六、一五五八、一一〇三二の一、一一〇三二の四、字森ヶ谷一五六五、字半田一七八九の一、一一〇四七の一、字山崎一〇七三二、字鳥面一〇七三四、字墓尾一〇八〇五、字大迫一〇八二二、大字来巻字生敷一〇六二七の三、字長刀羽一〇六二七の四、字柙ヶ谷一〇六二七の五、大字河内字綾ヶ谷一〇七八六の一、字生木一〇八〇四の一、一〇八〇四の五、字桜ヶ谷一〇八二二、字成川一〇八一六の一、一〇八一六の三から一〇八一六の

七まで、字暮ケ迫一〇八二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下松

地域振興部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十号

山口県告示第九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計

画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備

え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・三・九長府綾羅木線

二 変更の内容

区域及び構造の変更

山口県告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、柳井都市計

画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画課に備え置

いて縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画道路三・二・一南柳井線

二 変更の内容

区域の変更

山口県告示第九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計

画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市政策課に備え置

いて縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・四・二百八末武大通線

二 変更の内容

区域及び構造の変更

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・五・二百二十二花岡通線

二 変更の内容

位置、区域及び構造の変更

山口県告示第九十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定に基づき、

小郡インター流通団地土地区画整理組合の解散を認可した。

令和八年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第九十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき、新山口駅北地区市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 市街地再開発組合の名称

新山口駅北地区市街地再開発組合

二 施行地区

山口市小郡明治二丁目及び小郡令和二丁目の各一部

三 事務所の所在地

山口市小郡大正町一五番七号

四 設立認可の年月日

令和三年二月十六日

五 事業施行期間

令和三年二月十六日から令和八年二月二十八日まで

六 変更の内容

事業施行期間を令和三年二月十六日から令和九年三月三十一日までとする。

七 変更の認可の年月日

令和八年二月二十七日



(五三) 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定

山口県国際総合センター条例（平成八年山口県条例第一号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、山口県国際総合センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県国際総合センター 下関市豊前田町三丁目三番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第四条の許可をすること。

(三) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(四) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第十一号を次のように改める。

十一 前項第十四号に掲げる作業 次に掲げる作業の区分に従い、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる作業以外の作業 次に掲げる作業の区分に従い、それぞれ次に定める額

(1) (2)及び(3)に掲げる作業以外の作業 一日につき 八百四十円（日没時から日出時までの間における作業にあつては、千二百六十円）

(2) 著しく危険であると人事委員会が認める作業（(3)に掲げる作業を除く。）一日につき 千六百八十円

(3) 人事委員会が著しく危険であると認める区域で行う作業 一日につき 千六百八十円

ロ 大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業 次に掲げる作業の区分に従い、それぞれ次に定める額

- (1) (2)及び(3)に掲げる作業以外の作業 一日につき 千八十円(日没時から日出時までの間における作業にあつては、千六百二十円)
- (2) 著しく危険であると人事委員会が認める作業(③に掲げる作業を除く。) 一日につき 二千六百六十円
- (3) 人事委員会が著しく危険であると認める区域で行う作業 一日につき 二千六百六十円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十一号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則(昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項警務課に関する部分第十三号中「(刑事部、交通部及び警備部を除く。)」を削り、「こと」の下に「(本部長が定めるものに限る。)」を加え、同条第二項生活安全企画課に関する部分第九号中「(」を「(」に、「。)」を「。)」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項生活安全企画課に関する部分第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会告示第三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月二十七日

山口県公安委員会

表山口県岩国警察署の部広瀬幹部交番の項の次に次のように加える。

和木交番	玖珂郡和木町和木四丁目
	岩国市のうち新港町一丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、新港町五丁目、装束町一丁目、装束町二丁目、装束町三丁目、装束町四丁目、装束町五丁目、装束町六丁目、柱島及び小瀬並びに和木町

表山口県岩国警察署の部装港警察官駐在所の項、小瀬警察官駐在所の項及び和木警察官駐在所の項を削り、同表山口県山口警察署の部宮野下警察官連絡所の項を削り、同表山口県萩警察署の部福井警察官駐在所の項所管区の欄中「大字黒川」の下に「、大字紫福」を加え、同部紫福警察官駐在所の項を削る。

令和八年二月二十七日
印刷発行

発行人所

山口県知事